

会計年度任用職員（心理療法担当職員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（心理療法担当職員）
採用予定人数	3人
職務内容	1 一時保護児童に対する生活場面での面接に関すること 2 一時保護児童に対する行動観察に関すること 3 一時保護児童に対する心理療法に関すること 4 その他心理職業務に関し所属長が必要と認めるもの
応募資格	学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	児童福祉に理解のある人材
任用期間	採用日令和7年9月1日から令和8年3月31日まで ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市児童福祉総合センター（札幌市中央区北7条西26丁目）又は、札幌市東部児童相談所（札幌市白石区本郷通3丁目北3） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市子ども未来局児童相談所
勤務日・時間	1 勤務日：1週間当たり4日 2 勤務時間：1週間あたり30時間 1日あたり7時間30分（8時45分から17時00分まで） 3 休憩時間：12時15分から13時00分までの45分 ※時間外勤務を命ずる場合あり
給与	月額200,129円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和7年3月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。 ※上記の他、特殊勤務手当（1時間あたり129円程度）が支給されます。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇（任用当初から付与（在職期間・勤務日数による））、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	・応募受付期間：令和7年5月15日～令和7年6月30日 ・面接日程：令和7年6月上旬～ ・合否決定時期：令和7年8月上旬 ・応募方法：写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。

	<p>※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 【履歴書送付先（募集者）】 〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目 児童福祉総合センター 札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課 宛 ※封筒の表に「心理療法担当職員履歴書在中」と朱書き</p>
個人情報の取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。

※期末手当、夏季休暇については、採用年月日によっては採用年度には付与されない場合があります。